

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【会社名】 東海エレクトロニクス株式会社

【英訳名】 TOKAI ELECTRONICS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 倉 慎

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄三丁目34番14号

【電話番号】 (052) 261-3211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部本部長 森 田 誠

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄三丁目34番14号

【電話番号】 (052) 261-3211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部本部長 森 田 誠

【縦覧に供する場所】 東海エレクトロニクス株式会社東京支店
(東京都世田谷区等々力七丁目2番9号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当金に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額107,444,950円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

剰余金の処分にに関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、取締役会の監督機能の強化、業務執行の明確化、並びに意思決定の迅速化を図ることを目的として、現行定款第20条取締役の員数を変更するとともに、それに伴い、現行定款第23条の役付取締役の所要の変更を行うものであります。

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材を招聘することを容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第30条第2項（取締役の責任免除）及び定款第40条第2項（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、定款第30条第2項の定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役7名選任の件

大倉 慎、霜越 憲一、笹川 剛、森田 誠、小和瀬 靖明、鈴木 章浩、天野 利紀の7名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

数井 恒彦氏を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額及び内容改定の件

取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額を年額32,000千円以内（社外取締役は除く。）の範囲と改め、かつ、割り当てる新株予約権の総数の上限を40個、新株予約権の目的となる株式の種別数を普通株式8,000株とするものであります。なお社外取締役に対しては新株予約権を割り当てないものといたします。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額360,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）に減額、改定するものであります。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	17,431	116	0	(注)1	可決 95.27
第2号議案 定款一部変更の件	17,540	7	0	(注)2	可決 95.87
第3号議案 取締役名選任の件					
大倉 慎	17,531	16	0	(注)3	可決 95.82
霜越 憲一	17,534	13	0		可決 95.84
笹川 剛	17,532	15	0		可決 95.82
森田 誠	17,534	13	0		可決 95.84
小和瀬 靖明	17,536	11	0		可決 95.85
鈴木 章浩	17,537	10	0		可決 95.85
天野 利紀	17,531	16	0		可決 95.82
第4号議案 監査役1名選任の件	17,528	19	0	(注)3	可決 95.80
第5号議案 取締役に対して株式 報酬型ストックオプ ションとして割り当 てる新株予約権に関 する報酬額及び内容 改定の件	17,490	57	0	(注)3	可決 95.59
第6号議案 取締役の報酬額 改定の件	17,524	23	0	(注)3	可決 95.78

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。